

第24回 議会活性化特別委員会確認事項

平成26年1月21日
第2委員会室

1. 協議・報告事項

(1) 議会基本条例（案）パブリックコメントの結果について

【パブコメ意見に対して】

- ・パブコメの意見が1名より寄せられた。その意見に対しての議会の考え方の協議を行い、委員より出された意見を正副委員長でとりまとめ、次回に皆さんに諮り、12日全員協議会後ホームページへ掲載。

【第10条第1号】

- ・一般質問については、「再質問以降を」とあるが、将来方式を見直すことを見据えて外したらどうか。
- ・「再質問以降を」を外した場合、逆に現在行っている方式が本当の一問一答方式でないという指摘をされる。だったら、現在の藤枝方式をしばらく続けるのだから「再質問以降を」を入れておいて、第16期で状況に応じて変更すればいい。第23条に見直し手続きもある。

※変更しないことで確認

- ・基本条例案全体についても、パブコメやその他の議員から修正案等の意見が無かったものと判断し、案のとおりとする。施行日26年4月1日

【文書による質問に関する規程】

- ・市長からの回答書様式を追加する。（了承）施行日26年5月1日

(2) 第16期への申し送り事項について

- ・前回、常任委員会の定数をどうするか今回に持ち越された。議長は、委員会に属し表決権があることを確認し、総務文教を8人、建設経済環境を7人に変更する。2月定例会で委員会条例改正案を上程する。

(3) 平成26年度議会年間開催日程（案）について

- ・案のとおりとする。2月5日の議運で諮り、12日の全協で公表する。
（一般質問の締切日を25年度より1日前とすることについて了承）

(4) その他

2. その他

次回予定 2月4日（火）9：00